



←ガイドブックの最新版データはこちら

発行番号 2024016 - 1275

マイナンバーカード ガイドブック



義士祭 泉岳寺

浜松町・芝・大門百景



発行日	2024年12月10日
発行元	港区芝地区総合支所区民課 港区芝公園1-5-25
	03-3578-3111

視覚障害がある方への大活字広報誌(デジタル庁)はこちら→



目次

1. マイナンバー制度とは	1
マイナンバーとは	1
マイナンバー制度でできること	1
2. こんな手続きでマイナンバーが必要です	2
「マイナンバーカード」が必要な手続き	2
「マイナンバー」はどんなときに使うの？	2
マイナンバーを提供するときに必要となる書類	3
3. マイナンバーカードとは	4
4. マイナンバーカードのここが知りたい！	5
マイナンバーカードの「こんなときどうしたらいいの？」	5
マイナンバーカードは本当に安全なの？	6
5. マイナンバーや情報を安全に取り扱います	7
みなさんの個人情報を守ります！	7
集中管理ではなく分散管理で	7
だまされないで！！ お宅訪問や電話は 100%サギ！	7
6. パスワードと暗証番号 の使いみち(※顔認証カードは対象外)	8
マイナンバーカードの IC チップに搭載されている電子証明書	8
7. マイナンバーカード関連サービス	9
便利なマイナポータルアプリをスマホに入れてみよう(顔認証カードは対象外)	9
確定申告(税申告)や、パスポートの更新などができます(顔認証カードは対象外)	9
マイナ保険証をご利用ください(いままでの保険証は有効期限まで利用できます)	9
8. お得で便利!コンビニ交付(顔認証カードは対象外)	10
利用できる時間	10
利用できるコンビニ	10
手数料の注意点	10
コンビニ交付の証明書の種類	10
操作方法	11
9. よくある質問	12
マイナンバー	12
マイナンバーの取扱いについて	12
マイナンバーカードや電子証明書について	12
コンビニ交付	13
10. 困ったなと思ったら・問合せ先	14
マイナンバー総合フリーダイヤル(J-LIS)(マイナンバー制度に関する問い合わせ)	14
港区役所のマイナンバーナビダイヤル(カード申請、受取予約、受取方法の問合せ等)	14
11. 港区役所の窓口(マイナンバーカード受取り・券面変更・電子証明書の更新の窓口)	14



1. マイナンバー制度とは

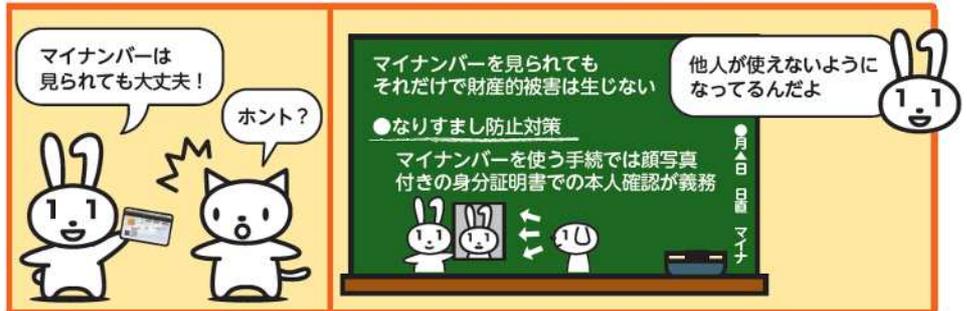
マイナンバー制度は、国内の全住民にお知らせするマイナンバーを活用して、公平公正な社会を実現するための仕組みとして導入されたものです。



マイナンバーとは

全住民に通知される 12 桁の番号をマイナンバーといいます。

マイナンバーは生涯ずっと使うものです。不正に使われるおそれがある場合を除いて、変更されません。



マイナンバー制度でできること

手続きがより便利に

社会保障・税・災害に関する手続きをするときに、区民の皆さんにご用意いただく書類が減って、手続きがより簡単・便利になります。

公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなることで、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止します。さらに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。行政機関で、個人情報照合等に用いていた時間が大幅に減り、業務が正確でより速くなります。

マイナンバーカードの健康保険証利用 申込み

利用申込方法①スマホのマイナポータルから ②医療機関の端末から ③街中のセブン銀行ATMから

申込みに必要なもの



マイナンバーカード



利用者証明用
暗証番号
(4桁)

健康保険証は不要です

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えるようになります



※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています

ATMでの健康保険証利用の申込み くわしくはこちら



健康保険証利用のお問合せ



マイナンバー
フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分

処方箋も
高額医療費も
便利になります



【2. こんな手続きでマイナンバーが必要です】

2. こんな手続きでマイナンバーが必要です

「マイナンバーカード」が必要な手続き

区の窓口でマイナンバーカードが必要な手続き	窓口
<ul style="list-style-type: none">・カードを所有している方が転入・転居した場合など・カードを所有している外国人が在留期間の延長をした場合・カードを所有している方の券面記載内容に変更がある場合	各総合支所区民課窓口

※「マイナポータル」を利用して転出届と、転入・転居予定連絡ができる、
「引越しワンストップサービス」は【→詳細8ページへ】



「マイナンバー」はどんなときに使うの？

社会保障・税・災害対策などの、法令で定められた手続きで、
国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金、医療保険者に利用が限定されています。
書類に、ご自身や、必要に応じて家族のマイナンバーを記入します。
(マイナンバーを記載することで、手続きに必要な住民票や課税証明書等の添付が省略できるなどのメリットがあります。)
例えば次の図のような場面で使います。

あなたの人生とともに歩む「マイナンバー(個人番号)」

あなたの人生のなかで、マイナンバーを提供するときって、たくさんあるんです！

※マイナンバーを提供する際は、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類をご用意ください。



マイナンバーを提供するときに必要な書類

マイナンバーを提供する際は、本人確認書類をご用意ください。

マイナンバーカード1枚で
番号確認と身元確認が
できます。



または



マイナンバーカード以外は、AとBどちらも必要です。

A. マイナンバーが確認できる書類

あなたのマイナンバーを確認する書類です。次のいずれか1点が必要です。

- 1. マイナンバーカード
- 2. 通知カード
- 3. マイナンバーの記載がある住民票



(住民票と記載事項が一致する場合のみ)



(又は住民票記載事項証明書)

B. 本人確認書類

- 1. 1点確認(顔写真のある公的機関発行のもの)で良いもの
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート など
- 2. 2点確認が必要なもの

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、
児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、学生証、社員証、資格証明書、資格確認証 など
※ 提示する時に有効期間内で、「氏名と生年月日」または「氏名と住所」の記載があるものに限りま

マイナンバーカードなら
1枚でOK!



マイナンバーの利用は、法令で定められた範囲(社会保障・税・災害対策分野)に限定されています。
マイナンバーの提供を求められた場合は、利用目的をご確認ください。

マイナンバーを提供するときに必要な書類の例

- (例1) マイナンバーカード(番号確認と本人確認)
- (例2) 通知カード(番号確認)+運転免許証またはパスポートなど(本人確認)
- (例3) 個人番号が記載された住民票の写しなど(番号確認)+運転免許証またはパスポートなど(本人確認)

※顔写真のない本人確認書類の場合は、2種類以上必要です。
※通知カードについては、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に使用できます。



資産運用の手続きで
銀行や証券会社へ



年金給付の手続きに
日本年金機構へ



相続税の
申告などで
税務署へ

定年退職/再就職

年金受取開始

介護

死亡 相続

3. マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは申込みをした人だけが持つことができる写真入りのカードで、このカード1枚でマイナンバーの提示と本人確認ができます。また、オンラインでの行政手続や、コンビニで住民票の写しなどの証明書を取ることができる便利なカードです。

※暗証番号の管理が難しい方のために、「**顔認証マイナンバーカード**」も選択できるようになりました。
 (本人確認書類や健康保険証として利用できますが、マイナポータルやコンビニ交付などの暗証番号の入力が必要なサービスは利用できません。) [【顔認証カードの説明ホームページはこちら→】](#)



顔認証カード



- ① **4情報(氏名、住所、生年月日、性別)が記載されています。**
4情報の変更(婚姻や引越しなど)があるとカードの記載内容を変更する手続きが必要になります。
- ② **マイナンバーカードの有効期限** (カード発行日から10回目の誕生日まで)
 ※18歳未満(カード発行日時点)は5回目の誕生日
 ※成人年齢引き下げ以前に20歳未満だった方が所有していたマイナンバーカードの有効期限は5年のままです。
 更新は有効期限3か月前の翌日から、有効期限満了日まで可能。**(有効期限を過ぎると失効します)**
 カード更新には、新たに写真を添えて申請の手続きが必要です。
- ③ **電子証明書(パスワードと暗証番号)の有効期限** (カード発行日から5回目の誕生日まで)
 国の受託機関であるJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)から郵送で更新のお知らせが届きます。
 更新は有効期限3か月前の翌日から可能です。【→パスワード・暗証番号の詳細は8ページへ】
- ④ **住所等変更の際の記載欄** (ご自身で記載するとカードが無効になります。)
- ⑤ **臓器提供意思確認欄** (内容確認のうえ、必要があれば署名してください。)
- ⑥ **マイナンバー** (12ケタの数字)
- ⑦ **ICチップ** (氏名など、カード表面に記載されている情報だけ記録されています。)

専用カードケースに入れておくと…



性別、臓器提供意思確認欄が隠れて見えなくなります!

※ 専用カードケースは各総合支所の区民課窓口で無料配布しています。

4. マイナンバーカードのここが知りたい！

マイナンバーカードの「こんなときどうしたらいいの？」

港区から転出した場合は？ 国外転出する場合は？

マイナンバーカードは引越し先の自治体でも引き続き利用します。【引越しワンストップサービスは8ページへ→】住所変更と新住所での電子証明書の発行手続きが必要になりますので、カードを必ず持参してください。国外転出する場合は、事前に継続利用の手続きをすれば、引き続きカードが使えます(日本国籍の方のみ)継続利用の手続きをせずに国外転出した方は、マイナンバーカードは失効していますが、**帰国後・再発行手続きが完了するまで、必ず保管してください。新しいカードを受け取るときに古いカードが必要になります。**

【国外転出前のマイナンバーカード継続手続きや、海外在住の方のカード申請についてはこちら→】



区内で住所変更や氏名変更があった場合は？

マイナンバーカード表面の記載内容変更と、新しい電子証明書の発行手続きが必要です。変更手続き時に本人または同一世帯の方がカードを持参して、最寄りの総合支所区民課窓口へ届け出をしてください。(ご自身で記載するとカードが無効になります)
※ 電子証明書の発行手続きは、原則本人のみ手続き可能です。

電子証明書(パスワードと暗証番号)の有効期限ってあるの？

有効期限は電子証明書の発行日から5回目の誕生日まで。
有効期限3か月前の翌日から、更新手続きができます。(有効期限を過ぎてもいつでも更新できます)
更新手続きは、本人がカードを持参して、最寄りの総合支所区民課窓口にお越しください。
有効期限が切れてしまうと、更新手続きをするまでは、コンビニ交付などのサービスが使用できなくなります。

カードの有効期限が近づいたら？

J-LIS(地方公共団体情報システム機構)から郵送で更新のお知らせが届きます。
有効期限3か月前の翌日から、有効期限満了日まで更新手続きができます。(有効期限を過ぎると失効します)
新たに証明用写真を添えてカード更新申請の手続きと、総合支所でのカード受け取りが必要です。
新しいカードを受け取るときに、古いカードを返却した場合は、カード更新料は無料です。

カードの再交付や更新をしたい場合は？

紛失・盗難等によるカードの再交付を希望する方には、最寄りの総合支所区民課窓口で申請書をお渡しします。
【→紛失・盗難の詳細は6ページ】 【「特急発行」については12ページ】
再交付手数料 1,000 円 (カード代 800 円+電子証明書 200 円、**特急発行の場合はカード代 1800 円**) かかります。
※天災その他、本人に責が無い場合は、再交付手数料は無料です。
※有効期限の満了や追記欄の満欄、カードエラーで、古いカードを返却した場合は、再交付手数料は無料です。

外国籍の方で在留期間の定めがある場合はどうなるの？

カードの有効期限は在留期間までとなります。在留期間を変更したら**更新の手続きをししないと失効します。**
マイナンバーカードと在留カードを持って、期限が切れる前に最寄りの総合支所区民課窓口にお越しください。
※ カード発行日から10回目(18歳未満は5回目)の誕生日は越えられません。
Once you renew your period of stay, your My Number-Card will expire if you do not renew it.

マイナンバーカードは本当に安全なの？

安心して下さい！ 最先端の安全対策

失くした時

おもて 顔写真付き！
対面での本人確認書類に！

うら ICチップ付き！
オンラインでの本人確認に！

なりすましはできません。
顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い
個人情報が入っていません。
ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。
ICチップの情報を無理やり読み出したり解析しようとした場合、自動的に内容を消去します。

電子証明書を使うため、オンラインでの利用にはマイナンバーは使われません。
暗証番号で情報を保護しています。暗証番号を一定の回数以上間違えるとカードがロックされます。

マイナンバーを見られても悪用は困難です。
マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。

紛失・盗難の場合は？

① マイナンバーカードの紛失や盗難にあった場合

下記のフリーダイヤルにご連絡ください。24時間365日、カードの機能を一時停止できます。

連絡先:マイナンバー総合フリーダイヤル(J-LIS)

☎ 0120-95-0178 (音声案内の後に2を押してください)



② 警察に『遺失物届』を提出してください。

③ カードが見つかった場合

見つかったマイナンバーカードと本人を確認できる書類(運転免許証、パスポート等)を持参して、最寄りの総合支所区民課窓口で『一時停止解除の届』を提出してください。

④ カードが見つからず廃止にしたい場合

最寄りの総合支所区民課窓口で『廃止届』を提出してください。改めてカードを申請することもできます。

パスワードや暗証番号はロックされるの？

なりすましを防止するため、署名用電子証明書(パスワード)の場合は5回、利用者証明用電子証明書(暗証番号)の場合は3回、連続(日をまたぐ場合を含む)で間違えるとロックがかかります。【→詳細は8ページ】
ロックの解除(パスワードや暗証番号の再設定)はご本人であれば最寄りの総合支所区民課窓口でできます。

5. マイナンバーや情報を安全に取り扱います

みなさんの個人情報を守ります！

マイナンバーの利用は法律や条例で定められた事務に限定されています。また、マイナンバーを利用する場合は、マイナンバーの紛失や漏えい防止などのために、適切な安全対策を講じる義務も課されています。今後も区は皆さんのマイナンバーを安全に取り扱うために、個人情報保護対策を徹底していきます。

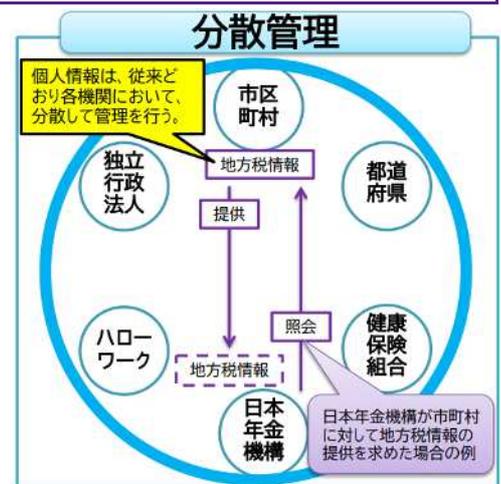


失くした時

集中管理ではなく分散管理で

マイナンバー制度では、所得税の情報は税務署、住民税の情報は区というように、これまでと同じように個人情報を分散して管理します。また、平成 29 年度から、行政機関同士での情報のやりとりが開始されました。その際は区民の皆さんのマイナンバーは使いません。

さらに、通信は暗号化されるなどマイナンバーを使って個人情報を盗み出すことができないように安全・安心な仕組みになっています。



だまされないで！！ お宅訪問や電話は 100%サギ！

マイナンバーや、お金、ポイントの話がされたらご注意ください。

区の職員や警察から、電話や訪問をすることは絶対にありません。
マイナンバーや暗証番号を聞き出したり、通帳やカードを預かったり、銀行・コンビニ ATM やスマホの操作を要求することは、**絶対にありません。**

港区や警察から電話が来たら、代表番号に電話をかけ直しましょう。

怪しいと思ったら、警察に連絡してください。



6. パスワードと暗証番号の使いみち（※顔認証カード【4 ページ参照】は対象外）

マイナンバーカードの IC チップに搭載されている電子証明書

電子証明書とは、インターネット上でデータのやり取りを行っている相手が本人であること、そのデータが第三者によって改ざんされていないこと、処理が正しく行われたことを確認するためのものです。

▶ 署名用電子証明書（パスワード:6 桁から 16 桁の英(大文字のみ)数字)

e-Tax 等の税の電子申請等インターネットで電子文書を作成送信する時に利用します。

私 _____ のパスワード _____

▶ 利用者証明用電子証明書（暗証番号:4 桁の数字）

マイナポータルへのログイン、コンビニでの住民票の写し等、各種証明書の交付に利用します。

私 _____ の暗証番号 _____ 【→有効期限の詳細は 4 ページ】

※パスワードは 5 回、暗証番号は 3 回、連続で(日をまたぐ場合を含む)間違えるとロックがかかります。

※パスワード・暗証番号を忘れたとき、ロックを解除したいときは、

①ご本人が最寄りの港区総合支所区民課窓口でマイナンバーカードを持ってお越しください。

②コンビニのマルチコピー機とスマホを利用して、パスワードまたは暗証番号の
ロック解除・初期化・再設定ができます。ただし、パスワードまたは暗証番号の
どちらかが使える状態である必要があります。【コンビニでロック解除・再設定→】



※パスワード・暗証番号の変更は、スマートフォン等でマイナポータルアプリからできます。→



コンビニ交付が利用できます 【→詳細は 10 ページ】

マイナンバーカードで、全国の主要なコンビニで住民票の写しなどの証明書を取得できます。
港区では窓口よりも 100 円安くなっています。

※令和6年度まで、コンビニ交付は 10 円です。

電子申請が利用できます

マイナンバーカードを使って、住民票の写しなどの申請がインターネットからできます。
スマホで港区ホームページの「電子申請」から申請し、クレジットカードで、証明書手数料と
郵送料を支払えば、住民登録されているご住所に郵送されます。

※郵送であるため、お急ぎの場合はコンビニ交付をお勧めします。【港区電子申請はこちら→】



引越しワンストップサービスが利用できます(オンライン転出等) 【詳細説明→】

マイナンバーカードを使って、転出手続きがマイナポータルアプリから簡単にできます。
窓口へ行かなくても転出届ができ、転入先の区市町村へ来庁予定連絡ができます。

(引越しする家族のうち、1 人でもマイナンバーカードを持っていれば手続きできます。)

また、転入・転居先での必要な行政手続き(国保・介護・子ども等)や、持ち物が確認でき、
手続き漏れを防止できます。※日本国内での引越しが対象。※代理人はできません。

【操作方法はこちら→】



7. マイナンバーカード関連サービス

便利なマイナポータルアプリをスマホに入れてみよう (顔認証カードは対象外)



マイナポータルとは？

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請ができたり、お知らせを受け取ることができたりする自分専用のサイトです

QRコード: [ダウンロード/Google Play](#) | [ダウンロード/Apple Store](#)

スマホから

※マイナンバーカード対応機種に限ります。

マイナンバーカードのICチップでログイン！

※一部機能のご利用にはマイナンバーカードは不要です。

パソコンから

※マイナンバーカードに対応するICカードリーダーが必要です。

こんなことがあなたの(家族の)スマホでできちゃう！

※顔認証マイナンバーカードではマイナポータルの利用ができません。

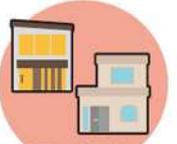
マイナポータルから直接

オンライン申請ができる！

マイナ保険証登録や自分の情報が見れる！



子育て支援



引っ越し

(区役所への一部手続き)



確定申告

(2024年度より)



薬剤・健診情報

(電子おくすり手帳)



母子健康手帳



パスポートの更新



年金の手続き

変更・減免・
免除申請

確定申告(税申告)や、パスポートの更新などができます (顔認証カードは対象外)

e-Tax(税申告)電子申請は、医療費控除がスマホで連携できるようになりました。

パスポートは、スマホで更新申請をすれば戸籍謄本の提出が不要になりました。

年金の情報をマイナポータルで確認でき、変更申請や免除申請ができます。

ゆうちょ銀行からスマホで振込み操作の本人確認が、マイナカードをかざして登録できます。

【デジタル庁HP→】



マイナ保険証をご利用ください(いままでの保険証は有効期限まで利用できます)

令和6年12月2日以降、保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証へ移行しました。

現在服用中のお薬情報などが医師に共有できるので、正確な情報に基づく診療が受けられます。

急な事故や入院でも、高額医療費の申請や精算が不要になるので、安心して医療を受けられます。

医療費控除もスマホで簡単に自動入力できます。

マイナ保険証は、病院や調剤薬局の端末やセブンATM、マイナポータルから登録できます。

顔認証カードの方は、顔認証が可能な機器を設置している病院や調剤薬局の端末から登録できます。

マイナ保険証の登録状況はマイナポータルで確認できますが、相談はご自身の保険証保険者にお問合わせください。



※ログイン時のカード読込を省略できる「スマホ用電子証明書」サービスが始まりました。【詳細はこちら→】



8. お得で便利!コンビニ交付 (顔認証カードは対象外)



利用できる時間

6時30分から23時まで、土・日・祝日も利用できます。

【年末年始やメンテナンスによるコンビニ交付サービスの停止情報はこちら→】



利用できるコンビニ

全国の セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ
の「マルチコピー機」を設置している店舗



手数料の注意点

港区では窓口よりも100円安くなっています。
(ただし、令和6年度まで、コンビニ交付は10円です。)

コンビニ交付の証明書の種類

住民票の写し (通常200円・令和6年度まで10円)

窓口よりも
100円安くとれるよ!



- ① 日本人住民の場合は続柄及び本籍の記載の有無を選択することができます。
外国人住民の場合は続柄、国籍及び在留資格等の記載の有無を選択することができます。
- ② 住所は、1.現在の住所、2.従前の住所、3.港区に転入する前の転入前住所が印字されます。
- ③ 本人及び同一世帯員の住民票の写しの取得が可能です。
- ④ マイナンバーが記載された住民票の写しの取得が可能です。
※ マイナンバーの記載の必要性を事前に提出先に確認してください。【2ページ参照】
※ 住民票コード記載の住民票の写し、改製原(従前の住所以外で港区内の住所履歴を記載)住民票の写し、記載事項証明書、除票(亡くなられた方や転出された方の住民票)の写しは取得できませんので窓口にお越しください。

印鑑登録証明書 (通常200円・令和6年度まで10円)

事前に港区で印鑑登録を行う必要があります。

戸籍証明書、戸籍の附票の写し(本籍地が港区の方が対象 戸籍通常350円・附票通常200円 令和6年度まで10円)

本籍地が港区の場合は、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明(戸籍抄本)・戸籍の附票の写しの取得が可能です。

※本籍地と住民登録の自治体が違う方は、事前に「本籍地利用登録」が必要です。

※住所や氏名、暗証番号などの変更・更新があると、「本籍地利用登録」が解除されるため再度手続きが必要です。

本籍地が港区以外のコンビニ交付については、本籍地の市区町村へお問い合わせください。

特別区民税・都民税の課税証明書・納税証明書 (通常200円・令和6年度まで10円)

各年度の1月1日に港区に住民登録がある方で、申告済みの方に限ります。※直近3年分のみ取得が可能です。

操作方法

コンビニにあるマルチコピー機のタッチパネルで操作します。

【操作方法是こちら→】



証明書の取り方



- ① マルチコピー機のメインメニューから
行政サービス ⇒ 証明書交付サービス を選択します。
- ② マイナンバーカードをセットします。
- ③ 暗証番号(利用者証明用4桁)を入力します。【8 ページ参照】
- ④ 希望する証明書の種別、記載事項、部数を選択します。
- ⑤ 手数料を入れます。
- ⑥ 証明書がプリントされます。(複数枚プリントされる場合がありますので取り忘れにご注意ください)

※本籍地が、港区以外の場合は、その市区町村が戸籍のコンビニ交付に対応しているか確認した上で、事前の利用登録申請が必要です。

詳しくは本籍地の市区町村にお問合せください。



【コンビニでの本籍地利用登録の方法はこちら→】



【パソコンで本籍地利用登録→】

※港区以外の証明書は「お住まいの市区町村と本籍地が異なる方の戸籍関連証明書」のボタンから操作します。

ロックがかかってしまった場合・暗証番号が入れない場合

暗証番号を3回連続で間違えてロックがかかってしまった場合に、ロック解除や初期化・再設定をするには、2つの方法があります。

①ご本人が最寄りの港区総合支所区民課窓口でマイナンバーカードを持ってお越しください。

②パスワードを覚えている場合は、コンビニのマルチコピー機とスマホを利用して、

暗証番号のロック解除・初期化・再設定ができます。【コンビニでロック解除・再設定→】



電子証明書の有効期限切れや引越しなどで、電子証明書を再登録した時は、「本籍地利用登録」が再度必要です。

コンビニ店舗では、以下の証明書等を受け取るできません

- ① 氏名、住所にシステム上使用できない文字が使われている証明書等
 - ② すでに区外へ転出した方または転出を予定している方、亡くなられた方の証明書等
 - ③ 同一世帯に転出予定者がいる場合の住民票の写し
 - ④ 申し出等により発行制限のかかっている方の証明書等
 - ⑤ 住民票コード入りや、住所の区内転居履歴が複数ある方の住所履歴入り住民票の写し
 - ⑥ 申告後発行可能な日数をまだ経過していない方の税証明書
- ◇ このほかにもコンビニ店舗で受け取れない条件があります。住民票の写し、印鑑登録証明書については最寄りの総合支所区民課窓口、税証明書については港区役所の税務課にお問い合わせください。

その他

- ▶ 間違った証明書を取得した場合の交換や、コピー機から取り忘れた場合の返金はできません。
- ▶ コンビニで取得した証明書に、表面・裏面問わず不鮮明部分があった場合、提出先で証明書として認められない場合があります。直ちにコンビニ等店舗の店員に、すべての印刷物とレシートを添えて申告すれば、証明書に無効印を押印の上、返金してもらえる場合があります。証明書は改めて取得してください。**コンビニを出る前に、証明書の内容や枚数に問題が無いか、確認をしてください。**
- ▶ 無料の証明書(公的年金受給手続き用等)は各総合支所区民課窓口のみとなります。

9. よくある質問

マイナンバー

質問	回答
マイナンバーは自由に番号を選ぶことができますか？	マイナンバーは生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に選ぶことはできません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると市区町村長が認めた場合に限り、本人の申請または市区町村長の職権により変更することができます。
マイナンバーと住民票コードはどう違いますか？	マイナンバーは住民票コードを基に作成されますが、一方の番号からもう一方の番号を特定できないようにするなど安全対策をとっています。行政機関が保有するあなた自身の情報を検索し、確認できます。

マイナンバーの取扱いについて

質問	回答
自分のマイナンバーを知りたい場合、電話で教えてくださいか？	区が電話でマイナンバーをお教えすることはありません。すぐにマイナンバーを知りたいときは、マイナンバー入りの住民票の写しをお取りください。
マイナンバーを使うときに何に気をつけたら良いですか？	区が窓口以外でマイナンバーを聞いたり、カードを預かることはありません。法律の定める手続き以外では、むやみに他人に教えたり公開しないでください。クレジットカードの番号や銀行の口座番号と同じように大切にしてください。具体的にはパスワードに使ったり、インターネット等でマイナンバーを公表しないでください。
マイナンバーが漏えいしたら個人情報も全部漏れませんか？	今まで各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理してもらい、必要な情報を必要なときだけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。やりとりをするときにはマイナンバーを使わないので、個人情報がまとめて漏れるようなことはありません。特定の機関に共通のデータベースを作り、そこに個人情報を集中管理するといったことはありません。

マイナンバーカードや電子証明書について

質問	回答
マイナンバーカードを急いで作りたい場合はどうしたらできますか。	1歳未満児、紛失による再交付、国外転入などの、必要な条件に該当した方を対象に、通常1か月かかるところを1週間程度でカードが発行される「 特急発行 」が、令和6年12月2日から受付開始されました。ただし、紛失の方などの再交付の手数料は、2,000円かかります。 (カード代1800円+電子証明200円)【通常の再交付については5ページへ】  <small>特急発行</small>

【9. よくある質問】

<p>カードや電子証明書の更新は、いつからできますか。</p>	<p>有効期限 3 か月前の翌日から可能です。また、有効期限 3 か月前の翌日が存在しない場合はその次の日からとなります。 (例:4月1日まで→1月2日から/5月30日まで→3月1日から)</p>
<p>どうしてカード、電子証明書に有効期限があるのですか。また、なぜカードと電子証明書で有効期限が異なっているのですか。</p>	<p>●カードの有効期限 10年 顔写真付き身分証明書として機能するためには、顔写真とご本人を見比べて同一人物だと判別できなければなりません。期間については、パスポート等の他の顔写真付き身分証明書が最長 10 年とされていることを踏まえ、カードについても、原則、発行の日から 10 回目の誕生日までとしています。ただし、18 歳未満の方については、容姿の変化が大きいことから、顔写真を考慮して 5 回目の誕生日としています。</p> <p>●電子証明書の有効期限 5年 オンライン上で本人確認ができる電子証明書ですが、高い暗号技術によって、なりすましを防いでいます。一方で、この暗号技術を解読するための技術も日々進歩しています。ですから、解読されることのないよう、電子証明書の有効期限は、発行日から 5 回目の誕生日までとしています。</p>
<p>オンラインでの行政手続をした際に、「電子証明書が失効しています」と表示されるが、どうしたらよいですか。</p>	<p>以下の条件で失効します。(1)～(3)は窓口にて発行してください。 (1)住民票の 4 情報(氏名、住所、生年月日及び性別)の記載が修正(変更)された場合。 ※自動失効するため、改めて発行申請する必要あり。 ※利用者証明用電子証明書は失効しない。 (2)失効申請をした場合 (3)有効期間が満了した場合 (4)本人が死亡した場合</p>
<p>カードに旧姓(旧氏)を記載できますか。</p>	<p>マイナンバーカードへの旧姓(旧氏)記載を希望される方は、まず、住民票への旧姓(旧氏)記載の手続きをしてください。終了後、マイナンバーカードに旧姓(旧氏)を記載できるようになります。</p>

コンビニ交付

質問	回答
<p>戸籍の証明書はとれますか。</p>	<p>本籍地が港区の場合は、「現在の戸籍」が取得できます。【詳細は10ページへ】 本籍地が港区以外の場合でも本籍地の市区町村が戸籍コンビニ交付に対応していて、事前の「本籍地利用登録」をすれば取得できます。</p>
<p>以前は取れた戸籍の証明書が取れなくなった。</p>	<p>住所地と本籍地の自治体が違う方は、お名前や住所、暗証番号の変更・更新をすると、以前の「本籍地利用登録」が無効になるため、再度「本籍地利用登録」の手続きが必要になります。【詳細は11ページへ】</p>
<p>コンビニ等店舗で印刷された証明書の印刷状態が悪く、証明書として問題があった。</p>	<p>直ちにすべての印刷物とレシートを添えてコンビニ等店舗の店員に申告すれば、証明書に無効印を押印の上、返金してもらえる場合があります。</p>

10. 困ったなと思ったら・問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル(J-LIS)(マイナンバー制度に関する問い合わせ)

- ▶ **電話番号** ☎ **0120-95-0178(フリーダイヤル)**
- ▶ **対応内容** 「マイナンバーカード」「個人番号通知書」「通知カード」に関することや、「マイナポイント」や関連アプリ、マイナンバー制度に関すること
音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

- 1番 マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード・コンビニ交付サービス
- 2番 マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマホの紛失・盗難
- 3番 マイナンバー制度・法人番号
- 4番 マイナポータル、スマホ用電子証明書
- 5番 マイナンバーカードの保険証利用
- 6番 公金受取口座登録制度



マイナンバーカード総合サイト

- ▶ **受付時間** 平日 午前9時30分から午後8時まで
土・日・祝日 午前9時30分から午後5時30分まで(年末年始を除く)
※紛失・盗難による一時停止は24時間受付

※English、簡体中文、한국어、Español、Português、ไทย、नेपाली、bahasa Indonesia、Tiếng Việt、Tagalog

上記外国語でのお問合せは ☎ **TEL:0120-0178-27**

港区役所のマイナンバーナビダイヤル(カード申請、受取予約、受取方法の問合せ等)

- ▶ **電話番号** **0570-00-1277** ※通話料がかかります。
- ▶ **対応内容** 「マイナンバーカード」「個人番号通知書」「受取予約」に関すること
- ▶ **受付時間** 平日 午前8時30分から午後5時00分まで ※水曜は午後7時まで
- ▶ **対応言語** 日本語、英語 English、中国語簡体中文※11時～14時は電話が混み合いつながりにくくなります。

11. 港区役所の窓口(マイナンバーカード受取り・券面変更・電子証明書の更新の窓口)

※当日のカード受取り予約や、窓口に関する事は各総合支所にお問い合わせください。

- ▶ **芝 地区総合支所** 窓口サービス係 港区芝公園1-5-25 ☎03-3578-3139
- ▶ **麻布地区総合支所** 窓口サービス係 港区六本木5-16-45 ☎03-5114-8821
- ▶ **赤坂地区総合支所** 窓口サービス係 港区赤坂4-18-13 ☎03-5413-7012
- ▶ **高輪地区総合支所** 窓口サービス係 港区高輪1-16-25 ☎03-5421-7612
- ▶ **芝浦港南地区総合支所** 窓口サービス係 港区芝浦1-16-1 ☎03-6400-0021

港区窓口混雑情報配信システム
待ち人数や、呼出中番号が
わかります



港区全支所選択画面

- ▶ **マイナンバーカードの窓口時間** 平日 午前9時00分から午後5時00分まで ※水曜は午後7時まで